

みんなの願い 平和や健康

私たちの権利! どう守られるの?



5月3日は 憲法記念日

あなたも憲法について考えてみませんか?

「憲法とは、国家権力の過去の失敗を繰り返さないための法」と憲法学者の木村草太氏は語っています。「憲法9条を守れ!」「憲法25条を活かした政治に!」など多くの方が声を上げていますが、大切なのは憲法が果たしている役割を見つめてみるということではないかと思います。憲法は国家の権力を制限するもので、私たち国民が国家に守らせる法律です。

安倍首相の改憲の企みは頓挫していません。憲法9条の改憲が実行されてしまうと、日本とアジアの平和、私たちの生活にどんなことが起こるのか、多くの市民に丁寧に話をしていくことが大切だと思います。

安倍首相は、今ある自衛隊を憲法に書き込むだけで、一ミリも変わらないといいます。多くの市民は、災害支援で頑張る自衛隊を想像していると思いますが、現実の自衛隊は、安保法制が施行され、アメリカと一緒に戦争ができる自衛隊です。毎年5兆円以上の予算がつぎ込まれ、世界第8位の軍事力を有していると言われています。F35戦闘機や、空母型護衛艦など、

他国を侵略する兵器の購入が進められています。戦争を放棄し、戦力を持たないと誓った憲法に、軍事組織の保持を正当化する条文が明記されれば、軍事力(量も質も)の増強に歯止めがかからなくなるのではないのでしょうか。

様々な場面で軍事的なものが優先され、安全保障のためには人権も制約されてしまう。そんな社会の出現を許してはならないと思います。憲法をいかし、人権が花開く社会をつくるためにも、絶対に改憲を許してはなりません。

名古屋北法律事務所
事務局長 長尾 忠昭



子どもの権利が守られる社会にしたい。

わいわい子ども食堂
実行委員長 杉崎伊津子

日本国憲法は、すべての国民に生存する権利や自由・幸福を追求する権利があると書いています。「すべて」ですから当然子どもにもその権利があります。

でも、小さい子どもは憲法をまだ知らない。だから、大人が子どもの権利を守るという強い意識を持つ必要があります。

憲法には具体的に子どもの権利として書かれていません。

1989年に「子どもの権利条約」が国連で採択され、日本は1994年に批准しました。

「子どもの権利条約」には、2つの基本理念、4つの柱があります。

- ①子どものために何かしようとする時は、子どもにとって最も良いと思われることをする。
 - ②例外なく、すべての子どもたちの権利が守られる。
- 4つの柱は「生きる権利」「育つ

権利」「守られる権利」「参加する権利」です。

子ども食堂は、まさにこの子どもの権利条約に依拠しての活動です。

子どもは家や親を選んで生まれて来るわけではありません。例外なく、すべての子どものために、私たちは憲法を守り、子どもの権利を守りたいと思います。

